



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 618 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請
(環境管理課)..... 1
- 619 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)..... 4
- 620 生活保護法による医療機関の指定 (")..... 4
- 621 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)..... 5
- 622 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (")..... 5
- 623 方地区土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課)..... 6
- 624 県営土地改良事業計画の決定 (")..... 7
- 625 令和5年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施 (果樹園芸課)..... 7
- 626 保安林の指定の解除に係る通知の相手方の所在の不明 (森林整備課)..... 9
- 627 平成24年和歌山県告示第136号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正
(水産振興課)..... 9
- 628 平成17年和歌山県告示第1230号(漁業共済に係る加入区の指定)の一部改正
(")..... 9
- 629 平成24年和歌山県告示第137号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正
(")..... 9
- 630 昭和54年和歌山県告示第625号(漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定)の廃止
(")..... 9
- 631 平成24年和歌山県告示第596号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正
(")..... 9
- 632 令和5年度和歌山県漁業取締船「みさき」代船建造設計委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (資源管理課)..... 10
- 633 道路の区域変更 (道路保全課)..... 11
- 634 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)..... 12

○ 教育委員会告示

- 3 和歌山県指定文化財の指定 12

○ 公安委員会告示

- 19 警備員指導教育責任者講習の実施 13

告 示

和歌山県告示第618号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月19日

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県有田市箕島743
氏名又は名称 有田食品株式会社 代表取締役社長 永井大善
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県有田市箕島743
名称 有田食品株式会社
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
令和5年5月19日から同年6月9日まで
- (2) 場所
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び有田市市民福祉部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等の量(m ³ /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm ³)
第2号イ原料処理施設	1	400kg/時	許可後	約7時間	通常	0	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	0.1	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第2号イ原料処理施設	2	300kg/時	許可後	約7時間	通常	0	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	0.1	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第2号イ原料処理施設	1	タブ容量(満水量)110L 1,000kg/時から 1,450kg/時	許可後	約2時間	通常	0	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	0.1	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第2号イ原料処理施設	1	108kg/時	許可後	約5時間	通常	0	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	0.1	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100

第10号イ 原料処理 施設	1	80kg/時 から 1,200kg /時	許可後	計5時間	通常	0	5.0- 8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	0.1	5.0- 8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第2号イ 原料処理 施設	1	処理容器 満水量 42L 33.6kg/ 時	許可後	計5時間	通常	0	5.0- 8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	0.1	5.0- 8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第2号イ 原料処理 施設	1	1,500L/ 時 から 2,000L/ 時	許可後	計5時間	通常	0	5.0- 8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	0.1	5.0- 8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第2号イ 原料処理 施設	1	1,500L/ 時 から 2,000L/ 時	許可後	約6時間	通常	0	5.0- 8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	0.1	5.0- 8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第18号の 2イ 原料処理 施設	1	264kg/時	許可後	9時間	通常	0	5.0- 8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	0.1	5.0- 8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第18号の 2イ 原料処理 施設	1	24kg/時	許可後	5時間	通常	0	5.0- 8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	0.1	5.0- 8.6	1,200	250	800	200	60	300	100

別表2

種類 及び 構造 形式	主要 寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水等 の処理 方式	設置 年月 日又は 使用開 始予定 年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
					区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)	
排水 処理 鋼板 製+	W8.0 × L20.5	200	接触ば っ気処 理、凝	許可	通常	処理前	123	5.0- 8.6	1,000	250	800	100	30	250	1,000
						処理後	123	5.8- 8.6	100	40	20	5.0	0.6	0.5未満	40

施設	コンクリート製	×	H6.0	集加圧後 浮上	最大	処理前	198	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	300,000
						処理後	198	5.8-8.6	120	50	150	20.0	2.4	30	200

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
排水口No. 1	通常	193	5.8-8.6	64	25	13	3.2	0.4	0.5未満	30
	最大	298	5.8-8.6	80	33	100	13.3	1.6	20	130

和歌山県告示第619号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年5月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有市薬新 16-27	アリダ薬局	有田市辻堂626	令和 5. 3. 31

和歌山県告示第620号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年5月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有市薬新 30-04	アリダ薬局	有田市辻堂626	令和 5. 4. 1
有薬新 22-04	アリダ薬局湯浅店	有田郡湯浅町湯浅905-3	令和 5. 4. 1
東薬新 19-04	さんご薬局	東牟婁郡串本町サンゴ台691-7	令和 5. 4. 1

和歌山県告示第621号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年5月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリパワー田辺店
和歌山県田辺市文里一丁目736番55外12筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）コメリハード&グリーン田辺店
（変更後）コメリパワー田辺店
- 4 変更年月日
令和5年3月26日
- 5 変更した理由
店舗名称の変更のため
- 6 届出年月日
令和5年4月12日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）
田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和5年5月19日から同年9月19日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第622号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年5月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ガーデンパーク和歌山
和歌山県和歌山市松江字向鶴ノ島1469番1外

- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和4年和歌山県告示第1430号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和5年5月19日から同年6月19日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第623号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、方地区土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和5年5月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 退任した役員（令和5年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	森本泰宏	海南市下津町方417番地
理事	橋爪隆浩	海南市下津町方1467番地
理事	大谷公哉	海南市下津町方1153番地
理事	森下勝己	海南市下津町下津204番地
理事	梶本元文	海南市下津町方967番地
理事	田中祥雄	海南市下津町方784番地
理事	鯨洋一郎	海南市下津町大崎1443番地2
理事	宮本俊則	海南市下津町方1085番地
理事	向山好騎	海南市下津町方1653番地
理事	鈴木洋至	海南市下津町方470番地3
理事	戎映樹	海南市下津町大崎1446番地1
監事	山本賢児	海南市下津町大崎1393番地
監事	樋口幸大	海南市下津町方776番地

2 就任した役員（令和5年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	戎映樹	海南市下津町大崎1446番地1
理事	向山好騎	海南市下津町方1653番地
理事	宮本俊則	海南市下津町方1085番地
理事	樋口幸大	海南市下津町方776番地
理事	大谷明照	海南市下津町方471番地5
理事	戎滋規	海南市下津町方759番地
理事	淺利則義	海南市下津町方44番地3
理事	戎晃平	海南市下津町方754番地
理事	向山拓志	海南市下津町大崎1433番地2
理事	波床彰文	海南市下津町方1471番地
理事	梶本眞示	海南市下津町方867番地

理事 中西真一 海南市下津町上116番地
 理事 森本昭代 海南市下津町方417番地
 理事 北東美弥 海南市下津町方526番地3
 監事 北東宏文 和歌山市西高松1丁目7番15号 レピア高松414号
 監事 良田正人 海南市下津町方1157番地

和歌山県告示第624号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業あさお池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和5年5月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年5月22日から同年6月16日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林商工部農地整備課

和歌山県告示第625号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、令和5年度狩猟免許更新に係る適性試験（以下「適性検査」という。）及び講習を次のとおり実施する。

令和5年5月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 適性検査及び講習の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地	担当 振興局
7月12日	水	午後1時30分	伊都総合庁舎	橋本市市脇四丁目5-8	伊都
7月14日	金	午後1時30分	日高町中央公民館	日高郡日高町高家629	日高
7月14日	金	午後1時30分	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	東牟婁

7月19日	水	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1	西牟婁
7月20日	木	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1	
7月21日	金	午後1時30分	那賀総合庁舎	岩出市高塚209	那賀
7月25日	火	午後1時30分	有田総合庁舎	有田郡湯浅町湯浅2355-1	有田
7月26日	水	午後1時30分	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平二丁目1-2	海草
7月30日	日	午後1時30分	有田総合庁舎	有田郡湯浅町湯浅2355-1	有田

2 適性検査

適性検査は、視力、聴力及び運動能力について行う。

3 講習

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第61条第1項に規定する講習は、受講者が前回講習を受けた後に改正された法令及び告示等を周知するとともに、狩猟事故に関する事例を取り入れて行うものとする。

4 適性検査及び講習の対象者

- (1) 県内に住所を有し、有効期限が令和5年9月14日までの狩猟免許を交付されている者で、当該狩猟免許と同種類の狩猟免許を更新しようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当する者を除く。
- (2) (1) に定める対象者のうち、有効期間が満了していない異なる種類の狩猟免許を受けている者にあつては、当該狩猟免許を併せて更新することができる。

5 携帯品

- (1) 狩猟免許適性試験受験票及び講習受講票
- (2) 筆記用具
- (3) 講習テキスト
- (4) 眼鏡等の視力矯正器具

6 適性検査及び講習の申込み

適性検査及び講習を受けようとする者は、狩猟免許更新申請書1通に必要事項を記入し、次の書類等を添付の上、受講を希望する適性検査及び講習の開催日の10日前までに住所地を管轄する振興局農業水産振興課に申し込むこと。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除くものとし、受付時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円（和歌山県証紙）とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあつては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあつては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）

7 その他

適性検査及び講習の開始時刻に遅れた者の受講は、認めない。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、適性検査及び講習を中止し、又は日時、場所を変更することがあり、その場合は、申請者にその旨を通知する。

和歌山県告示第626号

令和5年和歌山県告示第376号（以下「告示第376号」という。）で告示した保安林の指定の解除に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年5月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不分明である通知の相手方
北林きよゑ
北林常松
- 2 解除に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び解除の理由
告示第376号のとおり

和歌山県告示第627号

平成24年和歌山県告示第136号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年5月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

表中「日高まき網」を「日高・田辺まき網」に改める。

和歌山県告示第628号

平成17年和歌山県告示第1230号（漁業共済に係る加入区の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年5月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

表中「日高まき網」を「日高・田辺まき網」に、「及び比井崎漁業協同組合」を「、比井崎漁業協同組合及び和歌山南漁業協同組合」に、「20トン」を「10トン」に改める。

和歌山県告示第629号

平成24年和歌山県告示第137号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年5月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

表中「日高まき網」を「日高・田辺まき網」に改める。

和歌山県告示第630号

昭和54年和歌山県告示第625号（漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定）は、廃止する。

令和5年5月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第631号

平成24年和歌山県告示第596号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年5月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

表中「田辺まき網」を「日高・田辺まき網」に改める。

和歌山県告示第632号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和5年度和歌山県漁業取締船「みさき」代船建造設計委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和5年5月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び履行期限

(1) 業務の名称

令和5年度和歌山県漁業取締船「みさき」代船建造設計委託業務

(2) 履行期限

令和6年1月15日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 入札公告の日から過去10年間に、国又は地方公共団体との間で、漁業取締船に使用される総トン数35トン以上の軽合金製高速艇の基本設計業務に係る契約を締結し、かつ、当該契約を適正かつ誠実に履行した実績を有する者であること。
- (9) 本業務を遂行するために必要な業務経験を有する技術者を従事させる体制を有する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（申請者が代理人を選任した場合は、一般競争入札参加資格審査申請書（兼委任状））

イ 業務概要及び技術者業務経験概要調書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 個人にあっては、当該個人の住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

カ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

ク 役員等に関する調書

ケ 誓約書

コ 2の（8）の契約実績を証明する書類（契約書、仕様書の所要部分の写し、完了通知書の写し等）

(2) (1) のア、イ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和5年5月19日（金）から同月30日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年5月24日（水）午後5時までの間に和歌山県農林水産部水産局資源管理課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和5年5月19日（金）から同月30日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は書留郵便によるものとし、書留郵便による場合は、令和5年5月30日（火）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部水産局資源管理課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3013

ファクシミリ番号 073-432-4124

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和5年6月7日（水）までに郵送により送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求められることができる。

(2) (1) の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により行うものとする。

和歌山県告示第633号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年5月19日

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
田辺市中辺路町小松原字下皆821番7地先から同市中辺路町温川字寺前1016番3地先まで	旧	4.40 } 19.60	823.60	現道 行者橋 L=8.90
同上	旧	9.50 } 30.80	814.40	新道 新行者橋 L=13.50
同上	新	8.20 } 23.60	814.40	新道 新行者橋 L=13.50

和歌山県告示第634号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年5月19日

和歌山県知事 岸本周平

- 1 施行者の名称
串本町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
串本都市計画下水道事業 串本町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成4年8月7日
至 令和12年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成4年和歌山県告示第559号の事業地に、鬮野川字五地ヶ谷を加える。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第3号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により、令和5年4月21日次の表に掲げる文化財を和歌山県指定文化財に指定した。

令和5年5月19日

和歌山県教育委員会教育長 宮崎 泉

(有形文化財の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
有形文化財（建造物）	旧栖原家住宅 主屋 文庫蔵 土蔵	3棟 1棟 1棟 1棟	有田郡湯浅町湯浅557番地	湯浅町 有田郡湯浅町青木668番地1
有形文化財（絵画）	絹本着色当麻曼荼羅図	1幅	和歌山市湊本町三丁目2番地（和歌山市立博物館）	宗教法人総持寺 和歌山市梶取86番地
有形文化財（歴史資料）	安政聞録 古田咏処筆 安政四年の銘がある	1冊	有田郡広川町広1465番地1	宗教法人養源寺 有田郡広川町広1465番地1
有形文化財（考古資料）	鷲ノ森遺跡出土鱧口	1点	和歌山市七番丁23番地	和歌山市 和歌山市七番丁23番地

(記念物の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
記念物（史跡）	太田城水攻め堤跡 1, 247㎡	和歌山市出水字藪下119番地	土井孝夫	和歌山市太田740番地

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第19号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年5月19日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

警備業務の区分	実施期日	実施場所	定員
法第2条第1項第1号の業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（1号）」という。）	令和5年7月5日（水）から同月14日（金）までの土曜日及び日曜日を除く8日間	和歌山市西汀丁36番地 和歌山商工会議所	新規取得講習（1号）及び追加取得講習（1号）合わせて30名
1号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（1号）」という。）	令和5年7月10日（月）から同月14日（金）までの5日間		

備考

新規取得講習（1号）の一部については、追加取得講習（1号）と合同で実施する。

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習（1号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書

の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習（1号）

1号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者は、令和5年5月30日（火）から同年6月1日（木）まで（各日とも午前10時から午後5時まで）の間に、(3)の注意事項に留意の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（受講受付専用電話：073-423-3344）に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出により受講受付番号を取得した者を、受講予定者とする。

(2) 申込受付

(1)により受講予定者となった者は、令和5年6月6日（火）から同月8日（木）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）の間に、4及び5の必要書類等を和歌山県内の最寄りの警察署（有田湯浅警察署有田分庁舎及び新宮警察署串本分庁舎を含む。）に提出すること（郵送による提出は受け付けない。）。

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

ア 事前申出は、受講受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受講を希望する者又は受講予定者に関する受付担当者からの質問等に回答できる者が行うこと（回答できない場合は受け付けない。）。

オ 事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合は、当該事前申出を無効とする。

カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

4 申込時の必要書類

(1) 新規取得講習（1号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2の（1）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

（ア）2の（1）のイに該当する者

1号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「1号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

（イ）2の（1）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

（ウ）2の（1）のオに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

（エ）2の（1）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

（オ）2の（1）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(2) 追加取得講習（1号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 1号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の（2）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

（ア）2の（2）のイに該当する者

1号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

（イ）2の（2）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

（ウ）2の（2）のオに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

（エ）2の（2）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

（オ）2の（2）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(3) (1) 及び (2) に掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の（1）のイ、ウ若しくはオ又は2の（2）のイ、ウ若しくはオに該当することを誓約する書面及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。

5 手数料

手数料は、和歌山県証紙により納付すること。

(1) 新規取得講習（1号） 47,000円

(2) 追加取得講習（1号） 23,000円

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲・営業等企画係

電話番号 073-423-0110（内線3046、3047）